

# 千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る 許可及び監督に関する規則の改正について

## 1 改正の理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき同年12月に作成された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って令和6年6月までに規制・制度の見直しを行うこととしており、各自治体においてもアナログ規制の見直しを積極的に取り組むように要請している。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則に基づき受託者が電磁的記録を保存する方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 第27条第2項第1号関係

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改正する。

### (2) 第27条第2項第2号関係

「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改正する。

## 3 施行予定日

令和7年3月施行予定